

**民訴法3条の9の「特別の事情」における外国訴訟の考慮**

【文献種別】 判決／最高裁判所第一小法廷

【裁判年月日】 平成28年3月10日

【事件番号】 平成26年(受)第1985号

【事件名】 損害賠償請求事件

【裁判結果】 上告棄却

【参照法令】 民事訴訟法3条の3第8号・3条の9

【掲載誌】 民集70巻3号846頁、裁時1647号12頁、判時2297号40頁、判タ1424号110頁

LEX/DB 文献番号 25447828

**事実の概要**

X<sub>1</sub>（原告・控訴人・上诉人）は、遊技機の開発、製造、販売等を主たる業務とする日本法人であり、X<sub>2</sub>（原告・控訴人・上诉人）は、X<sub>1</sub>の取締役会長である。Y（被告・被控訴人・被上诉人）は、ネバダ州でゲーミング（賭博営業）免許を受けているネバダ州法人であり、X<sub>1</sub>の子会社A（ネバダ州法人）は、Yの発行済株式総数の約20%を保有していた。X<sub>2</sub>はYの取締役でもあった。ネバダ州の法令上、ゲーミング免許の取得者は、関係者が犯罪に関与するなど不適格であると規制当局に認定されると、当該免許を剥奪されることがある。Yは定款上、取締役会が、ゲーミング免許の維持を脅かす可能性のある者として不適格であると判断した株主の株式を強制償還する旨を定めていた。AおよびXらは、Yや他の出資者との間で、Yへの出資等に関連する複数の合意をしており、これらの合意中には、同合意に関して提起される訴訟をネバダ州裁判所の専属管轄とし、ネバダ州法を準拠法とする定めがある。

Yのコンプライアンス委員会からX<sub>2</sub>について調査を依頼された米国法律事務所は（本件調査依頼行為）、平成24年2月18日、X<sub>2</sub>およびその関係者がフィリピン等において、米国の海外腐敗行為防止法に違反する行為を繰り返してきたとみられること等を記載した報告書を上記委員会に提出した。同日、Yの取締役会は上記報告書に基づき、AおよびXらをYの定款にいう不適格者と判断し、Aが保有するYの株式を強制償還する決議を

した（本件取締役会決議）。翌日、Yは、①X<sub>2</sub>およびその関係者が海外腐敗行為防止法に違反する活動をしてきたことが立証されたこと、②Yの取締役会が本件取締役会決議をしたこと、を内容とする英語の記事（本件プレスリリース）を、そのウェブサイトに掲載した。

同日、Yはネバダ州裁判所に、AおよびXらを被告として、Yが合法的にかつ定款等に忠実に行動したことの確認請求等に係る訴訟を提起した。これに対しAおよびX<sub>1</sub>は、同年3月、Yおよびその取締役らを被告として、Yの本件取締役会決議の履行差止め等を求める反訴を提起した（上記各訴訟を併せて「別件米国訴訟」という）。別件米国訴訟では、当事者双方から多数の証人および文書が開示されている。開示された文書の大部分は英語で作成され、また証人の大半は米国等に在住し日本語に通じない。

平成24年8月、XらはYの行為（本件調査依頼行為、本件取締役会決議、本件プレスリリースの掲載）によって名誉および信用を毀損された等と主張して、Yおよびその取締役らに対し、不法行為に基づく損害賠償を求める訴えを東京地方裁判所に提起した。第一審（東京地判平25・10・21民集70巻3号890頁）および控訴審（東京高判平26・6・12同民集913頁）はともに、民訴法3条の9の「特別の事情」があるとして訴えを却下したため、Xらが上告受理申立てをした。

## 判決の要旨

上告棄却。

「本件は、Xらが、Yがインターネット上のウェブサイトに掲載した記事によって名誉及び信用を毀損されたなどと主張して、Yに対し、不法行為に基づく損害賠償を請求する事案である。米国ネバダ州法人であるYが上記記事をウェブサイトに掲載することによって、日本法人とその取締役であるXらの名誉及び信用の毀損という結果が日本国内で発生したといえることから、本件訴えについては日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合に当たる（民訴法3条の3第8号）。」

「本件訴訟の本案の審理において想定される主な争点は、本件記事の摘示する事実が真実であるか否か及びYがその摘示事実を真実と信ずるについて相当の理由があるか否かである。本件訴訟と別件米国訴訟とは、事実関係や法律上の争点について、共通し又は関連する点が多いものとみられる。」

「そこで、本件について、民訴法3条の9にいう『事案の性質、応訴による被告の負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情』があるか否かを検討する。上記事実関係等によれば、本件訴訟の提起当時に既に係属していた別件米国訴訟は、米国人法人であるYが、X<sub>2</sub>及びその関係者が海外腐敗行為防止法に違反する行為を繰り返すなどしていたとして、X<sub>2</sub>が取締役会長を務めるX<sub>1</sub>の子会社であるAが保有するYの株式を強制的に償還したこと等に関して、YとA及びXらとの間で争われている訴訟であるところ、本件訴訟は、Xらが、上記の強制的な償還の経緯等について記載する本件記事によって名誉及び信用を毀損されたなどと主張して、Yに対し、不法行為に基づく損害賠償を求めるものであるから、別件米国訴訟に係る紛争から派生した紛争に係るものといえる。そして、事実関係や法律上の争点について、本件訴訟と共通し又は関連する点が多い別件米国訴訟の状況に照らし、本件訴訟の本案の審理において想定される主な争点についての証拠方法は、主に米国に所在するものといえる。さらに、XらもYも、Yの経

営に関して生ずる紛争については米国で交渉、提訴等がされることを想定していたといえる。実際に、Xらは、別件米国訴訟において応訴するのみならず反訴も提起しているのであって、本件訴えに係る請求のために改めて米国において訴訟を提起するとしても、Xらにとって過大な負担を課することになるとはいえない。加えて、上記の証拠の所在等に照らせば、これを日本の裁判所において取り調べることはYに過大な負担を課することになるといえる。これらの事情を考慮すると、本件については、民訴法3条の9にいう『日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情』があるというべきである。」

## 判例の解説

### 一 はじめに

本判決は、最高裁が民訴法3条の9により訴えを却下した初めての事案であるとともに、同条で外国「関連訴訟」の存在を考慮して訴えを却下した点においても注目される<sup>1)</sup>。本解説ではこれら2点について述べる。

### 二 3条の9の立法経緯、その適用についての制限説と非制限説

平成23年改正民訴法（改正民訴法）により国際裁判管轄規則が明文化される以前は、その判断は判例・学説により積み重ねられた法理により行われてきた。すなわち、リーディングケースとなるマレーシア航空判決（最判昭56・10・16民集35巻7号1224頁）において、国際裁判管轄は条理によると判示されたが、その後ファミリー判決（最判平9・11・11民集51巻10号4055頁）で最高裁は、マレーシア航空判決を踏襲しつつ、「我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められる場合には、我が国の国際裁判管轄を否定すべきである」として「特段の事情論」を採用し、その後の裁判実務はこの判例法理によってなされてきた。

改正民訴法3条の9は、上記「特段の事情論」の趣旨の下で立法化されたものと説明される<sup>2)</sup>。

この点に関し、ファミリー判決が採用した「特段の事情論」は、国内の土地管轄規則を参酌する形で国際裁判管轄が判断されていた当時の状況下において、調整弁の役割を果たすものであった、とする立場からは、国際的な要素を考慮した改正民訴法の下では3条の9の発動はおのずと限定されたものになるとの主張が導かれる（制限説）<sup>3)</sup>。

これに対し、改正民訴法の規定の中には特別の事情による調整を前提とした規定があること、十分に練り上げられたルールが定立された後もなお個々の事案において個別的・例外的な調整が必要となることから、3条の9の適用は必ずしも限定的になされるべきとはいえないとの主張もある（非制限説）<sup>4)</sup>。

### 三 3条の9の適用が判断された裁判例

これまでに3条の9の適用が判断された事例は多くない。事例①は、本件の第一審および原審を除き、3条の9により訴えが却下された唯一の裁判例で、離婚した元夫婦間での、中国所在の不動産の共有物分割請求事件である（東京地判平25・2・22LEX/DB25510985）<sup>5)</sup>。両当事者は日本に在住し、被告の住所地管轄がわが国に認められる事案であったが、裁判所は、準拠法が中国法となりその解釈適用が困難であること、証拠の所在地が中国であること、日本の判決が中国で承認されないことを理由として、3条の9の特別の事情があると判断し訴えを却下している。

事例②は、日本在住の原告らからの、米国ネバダ州法人の被告に対する、金融商品取引契約の出資金返還請求事件である。原告らは訴え提起時に日本国内に住所を有する消費者であり、被告が事業者であるため、改正民訴法3条の4第1項により日本の裁判所に管轄が認められる事例であったが、原・被告間には米国ネバダ州裁判所を専属的管轄とする合意があった。東京地裁は合意がなされた時期から当該合意には同法3条の7の適用がないとして（改正附則2条2項）、民訴法改正以前の判例法理による判断を行い、当該管轄合意は公序に反するものではないとして訴えを却下した（東京地判平26・1・14判時2217号68頁、判タ1407号340頁）<sup>6)</sup>。これに対し控訴審（東京高判平26・11・17判時2243号28頁、判タ1409号200頁）<sup>7)</sup> および最高裁（最三小決平27・9・1LEX/

DB25541404）は、管轄合意を公序に反し無効であるとした。そして被告が日本に支店を置き、もっぱら日本国内に居住する者を対象に本件金融商品の勧誘・販売を行っていたこと等から、3条の9の特別の事情もないとしてわが国の国際裁判管轄を認めている。なお本事案では、原告らと同様に被告から本件金融証券を購入した日本居住の日本人が、米国ネバダ州裁判所で被告に対しクラスアクションを提起しており、本件訴訟と米国訴訟との間に国際訴訟競合が生じているかが問題とされた。裁判所は、米国訴訟の原告に本件原告らは含まれておらず、その提起も本件訴えの提起後であるとして、本件訴えが二重起訴として却下されるものではないと述べている。

事例③は、米国で韓国人から医薬品の開発を巡り不法行為に基づく損害賠償等を請求された日本法人が、当該債務の不存在確認を求めた、原・被告逆転型の国際訴訟競合の事案である（横浜地判平26・8・6判時2264号62頁）<sup>8)</sup>。裁判所は、原告の債務不存在確認請求の管轄を否定した。その上で傍論ながら、本件訴訟で審理されるのは米国加州訴訟の一部に過ぎず「事案の性質からして（下線筆者）、本件紛争の処理は加州訴訟に委ねるのが適当」と述べ、さらに米国内に存在する証拠が多いこと、被告がわが国で訴訟進行する場合の負担が大きいことなどから、仮に国際裁判管轄がわが国に認められるとしても、3条の9の特別の事情があり、本件訴えはその全てを却下すべきであると述べている。

### 四 外国訴訟の存在と「特段の事情」および3条の9

民訴法改正以前には、外国裁判所に係属する訴訟の状況を「特段の事情」の判断枠組みで考慮する裁判例が存在したが（東京地判平3・1・29判時1390号98頁、判タ764号256頁など）、学説上、これについては争いがあった<sup>9)</sup>。民訴法改正において国際訴訟競合の規定の立法化は見送られ、立法解説ではこれを3条の9の「特別の事情」で考慮すると示される（積極説）<sup>10)</sup>。すなわち、3条の9は考慮要素として「事案の性質」、「応訴による被告の負担の程度」、「証拠の所在地」、に加えて「その他の事情」を掲げるが、この「その他の事情」において「外国の裁判所における同一又

は関連事件の係属等の事情」が考慮されるとの説明である<sup>11)</sup>。しかしこれに反対する見解もある(消極説)<sup>12)</sup>。

## 五 本判決の検討

本判決は、3条の9の判断において米国訴訟の存在に言及しており、上記積極説に立つと解される。しかし本判決は、米国での訴訟係属それ自体を考慮したものではない。すなわち、本件訴訟をYによるA保有株式の強制償還を巡る紛争から「派生した紛争に係るもの」と位置づけ、本体の紛争につき米国訴訟が既に係属していることを「事案の性質」の考慮要素とする。加えて、米国訴訟と本件訴訟との共通性から、証拠方法の多くが米国に所在するとし(「証拠の所在地」、またXらもYも本体の紛争について米国での交渉・提訴等を予想しており、既に本体の紛争につき米国で応訴・反訴しているXらにとって、米国で改めて本件請求のために訴訟提起することは過大な負担とならない(「当事者の負担」)と述べて、「特別の事情」ありとの結論を導いている。本判決の判断手法は、上記事例③の傍論で述べられた方法と類似する。

本判決は事例判断であるとの見解も示されているが<sup>13)</sup>、インターネットによる名誉棄損の国際裁判管轄がXらの活動の本拠地たるわが国にあると認められたにもかかわらず、このような形で「特別の事情」が判断されることにつき、賛否は分かれる<sup>14)</sup>。当事者や訴訟物が同一ではない外国「関連訴訟」についても、本判決のように「事案の性質」「証拠の所在地」「当事者の負担」の枠組みに落とし込み、当該外国との関わりをそれぞれ重視する手法が取られると、特にわが国の当事者が当該外国訴訟に応訴している場合には、わが国で当事者が提起した「関連訴訟」は、「特別の事情あり」と判断される可能性が高まり、結果として「特別の事情」の拡大化につながらないか懸念される。

### ●—注

- 1) 本判決について、安達栄司「判批」金判1507号(2017年)8頁、野村武範「判批」ジュリ1501号(2017年)88頁、村上正子「判批」JCA64巻1号(2017年)11頁、同「判批」ジュリ平成28年度重判146頁、高杉直「判批」ジュリ平成28年度重判313頁、小川治彦「国際訴訟競合と特別の事情」ジュリ1498号(2016年)104頁。

- 第一審について、種村佑介「判批」ジュリ平成26年度重判308頁、中村知里「判批」ジュリ1482号(2015年)116頁、内藤純也、松尾剛行「判批」ジュリ増刊『実務に効く国際ビジネス判例精選』「国際訴訟競合」(2015年)146頁、高杉直「判批」West Law Japan判例コラム22号2014WLJCC004。
- 2) 佐藤達文=小林康彦編著『一問一答平成23年民事訴訟法等改正』(商事法務、2013年)158~159頁。
- 3) 青山善允「新しい国際裁判管轄法について」明治ロー10号(2012年)363頁、横山潤『国際私法』(三省堂、2012年)367頁、高桑昭『国際民事訴訟法・国際私法論集』(東信堂、2011年)59頁。
- 4) 中西康「新しい国際裁判管轄規定に対する総論的評価」国際私法15号(2015年)15頁。ただし3条の9は「明らかに不適切な法廷地」である場合にのみ管轄権を行使しないとするオーストラリア型のフォーラム・ノン・コンビニエンス法理に近いとしている。同17頁。
- 5) 岡野祐子「判批」ジュリ平成25年度重判302頁、黄ジンテイ「判批」戸時713号(2014年)35頁、酒井一「判批」ジュリ1500号(2016年)164頁。
- 6) 安達栄司「判批」リマークス50号(2015年)146頁、本村健、吉原朋成、政本裕哉、大櫛健一、伊藤広樹、青木晋治「判批」商事2039号(2014年)53頁、山田恒久「判批」新・判例解説 Watch (法七増刊)15号(2014年)345頁。
- 7) 小田司「判批」判評680号(2015年)35頁(判時2265号165頁)、山田恒久「判批」リマークス52号(2016年)142頁、加藤紫帆「判批」ジュリ1484号(2015年)143頁、早川吉尚「判批」新・判例解説 Watch (法七増刊)20号(2017年)329頁、西口博之「判批」NBL1040号(2014年)11頁、渡辺美由紀「判批」JCA62巻7号(2015年)18頁、紀鈞瀾「判批」ジュリ1504号(2017年)119頁。
- 8) 長田真里「判批」リマークス53号(2016年)142頁、竹下啓介「判批」ジュリ1504号(2017年)135頁。
- 9) 賛成：古田啓昌『国際訴訟競合』(信山社、1997年)77頁など。反対：高桑昭=道垣内正人編『国際民事訴訟法(財産法関係)』(青林書院、2002年)148頁[道垣内正人]など。
- 10) 佐藤=小林・前掲注2)178頁。
- 11) 同159頁。
- 12) 兼子一ほか『条解民事訴訟法[第2版]』(弘文堂、2011年)72頁[高田裕茂]。
- 13) 小川・前掲注1)106頁。
- 14) 反対：安達・前掲注1)12~13頁。賛成：村上・前掲注1)JCA15~16頁、野村・前掲注1)90頁。